

286—1622

令和3年8月31日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県においては、新型コロナウイルスの感染が急拡大している状況を踏まえ、8月11日に県独自の「緊急事態宣言」を発令しましたが、今般、国の「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県内で感染状況の最も厳しい宮崎・東諸県及び日向・東臼杵圏域内で、特に感染が急増している宮崎市、日向市、門川町の2市1町を重点措置区域として指定するとともに、県独自の「緊急事態宣言」及び県下全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請を9月12日まで延長することとしました。これに伴い、県民の皆様に対して下記のとおり行動要請等をお願いしております。特に、事業者の皆様におかれましては、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進により、出勤者数の7割削減を目指していただきたいと思いますと考えております。

各業界において厳しい状況が続く中、このようなお願いを行うことは、大変心苦しいところではございますが、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

<行動要請等内容>

（期間：8月27日から9月12日まで）

○県民への要請

- ・原則、外出自粛
- ・外出機会（回数・時間）の半減
- ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛
- ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛
- ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛
- ・原則、県外との往来自粛
- ・原則、県外からの来県自粛

○飲食店等への要請

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

- ・20時までの営業時間短縮

- ・酒類提供を終日行わないこと
- ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと

【上記地域外】

- ・20 時までの営業時間短縮
- ・酒類提供は 19 時まで

○大規模集客施設等への要請

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

- ・20 時までの営業時間短縮
- ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

○イベントの開催制限

- ・収容率 50%以内かつ上限 5000 人以下
- ・会食につながる場面の制限

【宮崎市、日向市、門川町（まん延防止等重点措置区域）】

上記に加え、

- ・21 時までの開催時間制限

○事業者等への要請

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・出勤者数の 7 割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進

※ 詳細は別添資料参照

(文書取扱 建築住宅課)

担 当

【宅地建物取引業関係】

宅地審査担当：堀内

連絡先：0985-24-2944

【県営住宅指定管理者関係】

公営住宅担当：野別

連絡先：0985-26-7196

【その他】

建築指導担当：小野

連絡先：0985-26-7195